

広組総第316号
令和6年3月13日

湯沢雄勝広域市町村圏組合
管理者 佐藤 一夫 様

湯沢雄勝広域市町村圏組合議会
議長 高橋 肇

議決の送付及び会議結果の報告について

このことについて、地方自治法第16条第1項、第219条第1項及び第123条第4項の規定により、下記のとおり送付及び報告します。

なお、会議録の写しは後日送付させていただきます。

記

○報告事項（報告年月日：令和6年3月13日）

番号	件名
報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○管理者提出議案（議決年月日：令和6年3月13日）

番号	件名	結果
議案第1号	湯沢雄勝広域市町村圏組合手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第2号	令和5年度湯沢雄勝広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第3号	令和6年度湯沢雄勝広域市町村圏組合一般会計予算	原案可決
議案第4号	令和6年度湯沢雄勝ふるさと市町村圏基金特別会計予算	原案可決